

家の概念

——家の連続・非連続をめぐって——

三 戸 公

はしがき

- 一、有賀喜左衛門の所論
 - 二、村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎『文明としてのイエ社会』批判、その一
 - 三、村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎『文明としてのイエ社会』批判、その二
 - 四、家の概念と家の成立
 - 五、家の概念と家の論理
- むすび

はしがき

家とは何であるか。家なる用語に、いかなる意味、いかなる内容を与えるか、どのような意味・内容を与えたら、家の真実に迫りうるか。

家をいかに概念づけるかによって、家はいつ成立したか、いつ消滅したか、あるいはいつ消滅するか把握は違っ

家の概念

一

てくる。

たとえば、喜多野精一をとり上げてみよう。彼は、「私は家を日本の家父長制的伝統の家族を指称する用語に限定する」という。このように家を把握すれば、日本において家がいつ成立したかは、家父長制家族がいつ成立したかということであり、家の消滅は家父長制家族の消滅すなわち近代的家族の成立をみればよい、ということになる。より具体的にいえば、家の成立は母権制・母系制から父権制・父系制に推移し、家父長制が成立してきたのは何時かということになり、おそらく中世の初期、封建制の成立と期を一にすることになる。そして、家の消滅は敗戦後の民法改正による家の解体、男女同権・均分相続の新民法の成立の時期においてとらえることになる。

それは、それでよい。概念が明確であればあるほど、対象把握も明確になしうる。だが、すでに論じたように、わたくしは家の把握は喜多野よりは、喜多野と論争した有賀喜左衛門に近い。有賀の家概念はいかなるものであり、彼は家の成立をどのようにみていたか、そして戦後における家の連続と非連続をどのようにみていたか、それをまず検討してみよう。

有賀は、戦後の民主化措置によって家は消滅したとみていない。だが、その問題を積極的に論じてはいない。家の連続性を積極的に論じたのは、村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎『文明としてのイエ社会』（中央公論社、昭和五四年）である。より正確に言えば、日本の歴史をウジ社会とイエ社会との二つのサイクルにおいて把握することにより、日本の近代化・産業化をイエ社会の問題として、日本の未来をイエ社会の展望と選択の問題として論じたのが、この書物である。

わたくしもまた、戦前と戦後とを家の断絶においてではなく、家の連続においてみようというのである。より精し

く言えば、家族制度としての家は解体したが、〈家の論理〉が組織体、とりわけ企業において強固に残存し作用しつづけているとみるのである。そして、この〈家の論理〉はこれからどうなるかが、これからの日本の企業・日本の社会の未来をみるのに決定的な意味をもつ、とみるのである。

だから私は、村上・公文・佐藤『文明としてのイエ社会』を素通りするわけにはいかないのである。この本の著者たちは、どのようなイエ概念をたてているか、そしてそのイエ概念にもとづいてイエの成立をどのようにみているか、そして戦前・戦後のイエの連続をどのようにみているか、それを検討してみることにしよう。

そして、その作業の結果をふまえて、わたくしなりに家とは何か、家の概念について今一度とらえかえしてみよう。

(1) 家と家族に関する喜多野と有賀の見解については、すでに「日本の経営論序説」(『立教経済学研究』(第三六卷第二号)においてとりあげた。

(2) 村上・公文・佐藤『文明としてのイエ社会』が出版せられたとき、わたくしはすぐその書評を『組織科学』(第十四巻二号)に載せた。拙著『日本人と会社』(中央経済社)に収めるとき、加筆したいと思ったが果せなかった。なお、この本について、富永健一のかなり長い書評(『週刊東洋経済』昭和五四年十二月一日号)などがある。

(3) 拙稿「家の論理」(『立教経済学研究』第三一巻第一号)ほか。

有賀喜左衛門は、家をどのように概念づけ、そして家の成立をどのようにとらえ、また戦後における家の連続性をどのようにみていたであろうか。

有賀の家の概念は次の通りである。「私はイエ（家）の語によってその生活集団をさし、家族の語によってイエの成員をさすものときめておく」「家も人間の集団であるが、人間の集団は基本的に生活集団であり、生活共同体である」「家は血統集団であろうか。父母と子供の間は血縁関係であるが、夫婦間はそうでないものの方が多い。それ故、血縁集団と定義することは出来ないが、子供のない夫婦関係の場合にも家は存在できるから、この場合には血縁集団の定義からは遠くなる。」

有賀は家を血縁集団とみない。彼は家を生活集団・生活共同体とみる。では、血縁集団と全く無縁のものともみているかというに、そうでもない。彼はいう。「家は夫婦を根拠とする集団であることは他の集団ときわだった特色をもつ」「家は夫婦生活が中心になるので血縁者が含まれても含まれなくても成立するばかりでなく、非血縁者が含まれても成立する。」

彼の家の概念は、夫婦を根拠とする集団という柱と生活集団Ⅱ生活共同体という柱の二本から成り立つとみられるが、どちらがより大事なるものであろうか。もちろん、彼はこの二本柱を不可欠のものとしているのであろうが、どちらかというに、生活集団の方に力点があるように思われる。彼は家を血縁集団とみる見方に反対し、生活集団と基本的に把握しようとするあまり、夫婦は非血縁の場合が多いこと、実子のない場合も家は成立すること、非血縁者も含まれることから、血縁的要因を完全に捨象し去ろうとする。だが、夫婦には子供のあることが自然であり、むしろ家においては妻は子供を生むことを要請せられていたのであり、「子なきは去れ」とせられていたのであるから、家族は血縁的要因を非血縁者の存在をも含めて、捨象し去ることは出来ない。家族を直系と傍系とに分けてとらえること自体、血縁的要因が考慮に入っているからである。

家を生活集団とみると、家の生活機能の内容はどのようにとらえられているか。彼は、「家の生活機能として信仰・経済・法律・道徳・自治・美術をあげることができる」とし、「文化の低い社会の家は程度は低くても、生活と消費にわたる多くの生活機能が複合し、文化が高くなると家の内部の機能複合は減少して、消費生活に限定せられる傾向が強くなる⁽²⁾」と説明している。

このように、生活の内容をとらえれば、生活内容はいかんともあれ、夫婦が存在するかぎり家はある。夫婦が存在するかぎり夫婦生活はあり、各時代の夫婦の生活の具体的在り方を克明に把握・分析してゆこう、ということにならざるをえない。消費生活だけを内容としても家といえるか。

だから有賀は、上代の家・戦国時代の家・近世の家・近代の家・現代の家について、資料にもとづきながら分析している。⁽³⁾ 雑婚時代があったという説がほとんど否定せられているから、有賀にとって家の成立という問題はない。彼は資料が入手出来るかぎりにおいて夫婦を中心とした生活集団のあり方をとらえようとするばかりである。彼は、資料によって遡りうるかぎりのものとして正倉院文書の戸籍および計帳の残簡を手掛かりに、郷戸・房戸の分析をおこなっている。彼は、郷戸・房戸をもって即家であるとみているわけではない。だが、そこに家の存在をみている。

「大化以後の戸は、表面的には、後代の家と似た形のもものが集合したようにみえた。当時の記録にも、家口、家、家業・家地などの言葉が出ているから、戸と家とは密接な関係があったと思われるが、行政組織の下部単位としては表現は戸（靈龜元年（七一五）——以後は郷戸・房戸）であった。家は戸の陰にあった。養老五年（七二一）の戸籍や神龜三年（七二六）の計帳においては、房戸の中には家と見られる形のもものがあつた。⁽⁴⁾ 私は考える。この時代に家は成立しかかっていた。だが、未だ成立しきつてはいなかった、とみる。何故か。私も夫婦を中心とした生活集団であ

るとみる。生活集団はたくさんある。それに何等かの限定をしなければ家とならない。夫婦を中心とした、という限定付きの生活集団とするのである。有賀の限定を認めなければ、他の生活集団と区別することが出来ない。では、それで十分であるか。いや十分ではない。生活集団というとき、生活の内容についても限定があるのである。有賀は生活機能というとき、信仰・経済・法律・道徳・自治・美術等をあげているが、その全てが揃っていないなければならないのか。何が不可欠であり、何が必要最低限のものなのか。彼は夫婦生活Ⅱ性生活についてはふれていない、ふれるべきではなかったのか。それはそれとして、私も家は生活集団であるとみるが、その内容を消費的生活と生産的生活をともにする集団であるとみる。家計と経営との合体物であるとみる。夫婦を中心とした生活集団であっても、単なる消費生活のみの集団では、それは家とはならない、と私はみる。

私は郷戸・房戸の時代においては、消費単位と生産単位の合体的な一つの単位は、いまだ夫婦を中心とした生活集団としてはなされてはいなかったとみる。消費の生活はかなり夫婦を中心とした単位としてなされていたかもしれないが、生産の単位はもっと大きな集団でなされていた、とみるからである。家を消費の単位と生産の単位との合体物とみると、彼のいう信仰・経済・法律・道徳・自治・美術等の生活機能が家の機能として、家という生活集団の内容として展開せられることとなるのである。生産の単位と消費の単位との合体しているものを、共同体とみる。家は共同体である、と私はとらえる。

次に、有賀は現代の家をどのようにとらえているであろうか。とりわけ、戦後において家をどのように見ているであろうか。

彼はいう。「私は戦後の進駐軍による革新は日本の歴史でかつて経験しなかった外力による大革命であったと思

う。」「日本の社会が後生大事に守ってきた家制度（普通家族制度というが）は、敗戦により法制的には全く廃絶せしめられたことは誰でも知っている。」「しかし私はこの革命で家制度の上に少しも重大な変化が生じなかったとはもちろん思っていないが、それはいまだに根本的に廃絶したのでもなく、また大部分が廃絶しておらず、やはり相当頑強に残存しておると見るのである。」⁽⁶⁾

では、家をなおも残存せしめている何か、これをつかむことが極めて重要であると、有賀は考える。そして、その答えは有賀の家の概念そのもののなかにある。彼は考える。家は、家族がそれを頼りに生活し、その維持存続を自己と子孫の生活を持続させてゆくものである。家は生活の拠点である。だが、社会政策・社会保障が充実しておれば、個人は家を生存・生活の基礎に据えなくともよくなる。だが、社会保障・社会福祉が不十分であれば、個人は家業・家の維持にとめざるをえない。「家には家業や家産が必要だったということは、全体社会の条件に規制せられたことであって、家自体を維持しなければ、個人を守ることが出来なかつたという基本的事実からきたことである。」「法制度の改革にもかかわらず家が他の諸施設に充分に信頼をもてないという点で、家の必要を人々に強く感じさせている。」

だから、家が完全になくなるためには、「家を成立させてきた全体社会の政治的・経済的・社会的条件に決定的に原因がある」のだから、そこに大きな変化がなければならぬ。「もし経済の高度成長が西洋なみに実現し、福祉国家の理想がある程度実現して、社会保障制度がもっと発達した暁には、家はなくなるであろう。しかし家の成立と存続との歴史にはこれと逆の条件が強く働いていたことをすでにのべた。そして現在の日本において、戦後二〇年間に家は大きく変化したが、民主的思想や制度、法律の改新や、またはかなり大きな経済組織の発展によって、直ちに

家は瓦解する程、家制度は底の浅いものではなかったことを示している。」

論旨は一貫している。だが、わたしは民法でかつて規定していた家族制度としての家制度、そして家もほとんど瓦解してしまつたとみる。戦前すでに崩壊の傾向にあった家制度は、法的・イデオロギー的に強固に維持温存がはかられていたのであるが、法的・イデオロギー的支えを失なつて急速に崩壊、瓦解の度を早めたとみる。すなわち、消費的単位と生産的単位とが合体してはじめて、家産・家業（家職）の維持・家の維持・共同体的生活がありうる。だが、消費的単位と生産的単位とが分離してくると、家業も家産もなくなり、家は消滅の方向にむかう。家業（家職）がなくなれば、嫡子の制度もなくなり、財産の相続の問題も家産でなければ、均分相続が可能となり、（家業・家産があれば均分相続を法的に決めてもそれは現実には実施されがたい）、男尊女卑や家長権の問題としても、サラリーマン化傾向がすめば、男女同権の法的規制、家長権の消失とともにその実態をなくしてくることになる。今や、家の崩壊どころか、家族の崩壊・家庭崩壊が叫ばれている時代である。有賀理論は、家を生活集団とみながら、その生活の内容を消費的単位と生産的単位との合体として把握しきつていなかったところに、あいまいさを残し、現代における家状況の把握に、不明確を残していると思う。

私は、家族制度としての家は崩壊したが、企業のなかに現在もなお、△家の論理▽が働らき、現代日本企業を支えているとみるが、有賀はどのようにみているであろうか。彼はいう。「日本資本主義においては、新しい企業経営は家を地盤としなければならなかつたということは事実であつた。日本近代の財閥はすべてこれを媒介にして大型の経営組織として成長した。ただこの成長の途上において、家を超えなければならなかつたのは、家が大型の経営組織になるには限度があつたということなのである。そしてこの限度を超えると共に、大きな経営組織は、組織自体として

は、家を否定することにより家を超えたが、組織のシンボル（象徴）としては、すなわちその精神的支柱として、家を使用したということになった。家がそのシンボルとなったということは、一定の社会の条件のなかでは、家のもつ機能としてはきわめて重要なものであったということを見落してはならない。この場合に家を否定するといっても、それは新しい生活条件に対応する必要から生じたのであって、民主主義による否定とはちがったものである。だから私が家を超えるといったのはこの過程において、家の否定と肯定とが表裏して結びついていたことを意味するのである。⁽⁸⁾」

「家の否定と肯定とが表裏して結びついた」という表現、およびその表現を導びくまでの説明、ともにわかり易くはない。これも、家を消費的単位と生産的単位の合体物と把握した上で、この文章を読めばかなり納得できるように思える。日本の企業は、商人の家・手工業者の家に起源をもつ。それは、市場の拡大とともに家の拡大、家業の拡大として進んだ。非血縁者を家族として経営の拡大とともにどこまでもとりこんでいった。本家・分家・別家的拡大成長をとげていった。資本制生産とともに、消費的単位と生産的単位、家計と経営とは分離していった。そこで、家は消滅するはずであった。ところが、日本の企業は、その組織、その経営の在り方が、かつて消費的単位と生産的単位とが合体していた時の経営の在り方、すなわち家経営の在り方をそっくりそのまま維持してきているのである。私流の言い方をすれば、家の論理が現代企業に強固に残存し、機能しているのである。⁽⁹⁾現代大企業は、夫婦を中心とした生活集団ではない。その意味では企業は家ではなく、家は否定せられている。だが、家経営の論理がそのまま存続し有効に作用しているかぎり、家は肯定せられている。「家の否定と肯定とが表裏して結びついている」という有賀の表現を、私は以上のように理解する。有賀先生御存命なら、おそらく反対なさらないであろう。

- (1) 『有賀喜左衛門著作集』 未來社、第七卷、第三部「日本の家」、第一章「家の概念」より。
- (2) 『同右』、第七卷、二六七頁。
- (3) 『同右』、第七卷、第十一卷など。
- (4) 『同右』、第十一卷、一六二頁。
- (5) 『同右』、第九卷、第二部の七「家制度と社会福祉」、より抜粋。
- (6) 『同右』、第九卷、一三八頁。
- (7) 『同右』、第十一卷、四一頁。
- (8) 『同右』、第十一卷、四三—四四頁。
- (9) 拙稿「家の論理」、『立教経済学研究』、第三九卷第一号参照されたい。

二

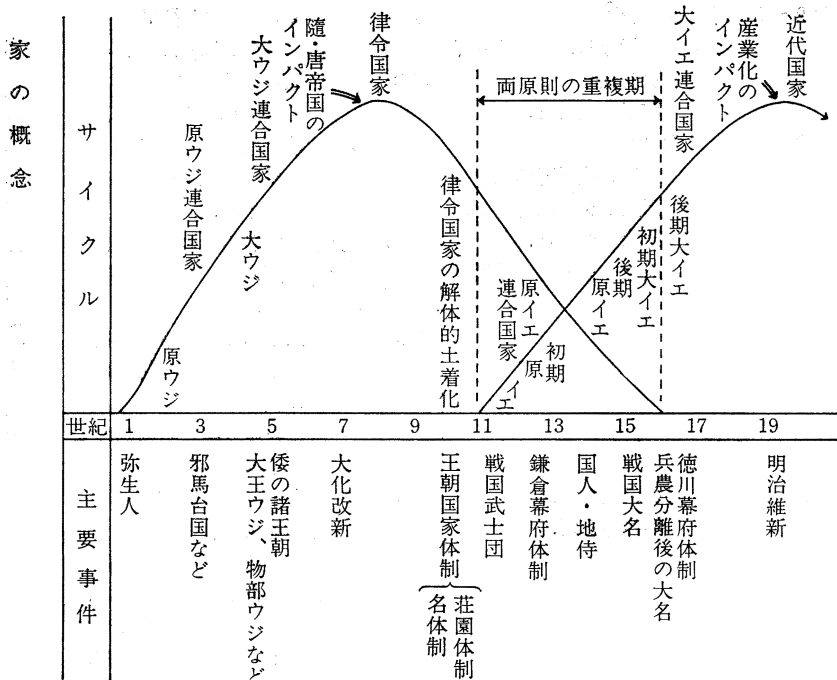
家を戦前と戦後を通じて連続のものとする見解を正面から打ち出したものがある。それは、先にあげた村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎『文明としてのイエ社会』であり、ヨーロッパ型とは違った日本近代化の特質を分析することを目指し、新しい史観を呈示した六百頁に及ぶ野心的な大著である。

この書物の著者たちは、いかなるイエ概念をたてることによって、戦前と戦後を通じて、その間に民主化措置・家の解体を規定する民法改正にもかかわらず、イエの連続性をみるようになったのか。

1 日本史の二つのサイクル

著者等は、日本史をウジ社会とイエ社会の二つのサイクルにおいてとらえる。ウジ社会は前二・三世紀におこり、

日本史の見取図



大化改新・律令国家の成立によって頂点に達し、やがて律令国家の解体とともに衰退し、戦国時代の末頃に消滅する。イエ社会は律令国家の解体とともに東国の開発領主の集団を原イエとして成立し、拡大し深化し、明治維新の近代的国家の成立によって頂点を迎え、以降次第に衰退に向いつつあるとみる。そして、戦前と戦後とは、イエ社会の近代化の過程としては完全に連続的なものである、とみる。著者等による「日本史の二つのサイクル」の見取図を掲げておこう。

また、戦前・戦後の連続性を語った集中的表現を引用しておこう。「いま戦後三十年余を振り返ってみるとき、戦後日本社会は、戦前に既に現われていた傾向と共通のものを数多く含んでおり、ある点ではその

ウジ社会		イエ社会	
前2~3C?	原ウジ 記録なし。弥生人か?	11C	原イエと同族団 東国の開発領主。
3C	原ウジ連合 邪馬台国など。	13C	原イエ連合国家 鎌倉幕府と御家人。
4C	大ウジ 古墳時代以降の大氏族 天皇ウジ, 物部ウジ, 蘇我ウジなど。 氏上一首一部の階層制	14~15C	後期原イエと大イエ 単子相続・一円知行の 原イエ。 大名のイエ。前期の守 護大名, 中期の戦国大 名。
		16C	大イエの組織革新(後期 大イエ)と軍事統一政権 の試み 兵農分離と石高制の大 イエ。織豊政権。
5C	大ウジ連合国家 倭の各王朝。	17C	大イエ連合国家 徳川幕府と諸藩。 大イエ内の下位主体 <ul style="list-style-type: none"> 小イエ 武士の家。 ムラ 農村の半自 治的村落。 準イエ 商家, 芸道 の家元。
7C	律令統一国家 旧大ウジの解体。 派生的ウジ(準ウジ) 律令貴族, 寺社, 畿内 の小領主など。	19C	近代統一国家 旧大イエの解体, 派生的イエ イエ型企業, 政府機構 内の半自立的な諸部局
11~12C	律令国家の解体的土着化 王朝貴族, 荘園領主 名主など。	20~21C	近代国家の解体? 派生的ムラ・一揆 政党, 労働組合, 企業 集団, 分権的地方自治 体など,

傾向を純化しさえしているように思われる。戦前日本の歴史は、産業化（追いつき型近代化）という目標のために、欧米の原則とイエ社会の原則とをいかにして習合させるかという試行錯誤の記録であった。そしてさまざまの習合の試みの中で、既に成功の実をあげていたものが、戦後においても再び取り上げられ強化された。その意味で、戦前と戦後の間には意外なほど強い連続性がある。」（四六六頁）

2 イエ型集団の特性と日本史のサイクル

では、著者らのいう「イエ」とはいかなるものであろうか。「イエ」なる言語によっていかなる内容のものを指し示そうとしているのか。「イエ」の概念やいかに。

彼らはまずいう。「われわれは、〈イエ〉という言葉をも、生活を共同にする経済体のある種の独特の類型を広くさすために用いる」と。このイエ概念によって、はじめて、これまでの家概念の不可欠の要因としてとらえられていた血縁集団としての家族が捨て去られ生活を共同にしする経済体と把握せられた。血縁集団とみることを拒否し批判し生活共同体として家をとらえた有賀でさえ、「夫婦を根拠とする生活集団」という要因を彼の家概念から捨象し切っていないかった。この「生活共同体」に力点を置く家概念を「イエ」と表現したのも有賀である。ともあれ彼等は血縁的要因・夫婦的要因を完全に捨象した。「〈イエ〉は家族 family ではなく、それを原型とするものでもない。家族とは結婚によって成立し、夫婦とその子供によって形成される最小単位の血縁集団またはその複合体であり、事実上生活を共同にすることが多いが、全面的に共同するとはかぎらない。その意味で、イエと家族とは厳密に区別する必要がある」と。（二二三頁）

彼等はさらに言う。「イエは、具体的な集団というよりも、通時代的な一つの集団形成原則である」と。では、その集団形成原則とはいかなるものか。別言すれば、イエ型集団の特性とはいかなるものか。

一、超血縁性、——集団の成員となるための個体の性格（集団の存立根拠）

二、系譜性、——集団において共有される集合目標の性質

三、機能的階統制、——集合目標の達成のために行われる集団の成員相互間の行為の調整方式（集団の役割体系）

四、自立性、——全体としての集団が示す主体性の程度

まず、このイエの基本的特性としてあげられている四つの要因について検討してみよう。結論から先きに言えば、このイエの四特性なるものは、およそ長期持続的な組織体の全てが具備している特性である。とくに日本の家もっている特性にかぎったものではない。したがって、ここに掲げられたイエの基本的特性の四者がイエの必要にして十分なる条件であるとすれば、長く存続している組織体は全てイエであるということになる。

まず、第一に、血縁集団以外の集団はすべて超血縁集団である。次に、集合目標の性質としての系譜性は、長く存続した組織体は全てもつ性質である。すなわち、C・I・バーナードをまつまでもなくおよそ組織体（フォーマル・オーガニゼーション）は特定目的をもつが、同時に組織維持を組織それ自身の目的とする。したがって、長きにわたって組織維持がなされるとき、そこには何等かの系譜性が成立する。第三の機能的階統制についていえば、著者等がイエを「マックス・ウェーバーにならって経営を一定目的の継続的遂行と定義するならば、イエは経営体である」といっているが、著者等はウェーバーを引用するなら、一步すすめてウェーバーは経営体の合理化・機能化は必然的に

専門化と階層化の役割体系を生む、すなわちハイアラキーⅡ機能的階統制を生むといっているのを留意して欲しかった。合目的に行動する経営体は、すべて機能的階統制をもっている。第四の自立性についていえば、完全な自立性をもった集団はきわめて限られてくるが、それなりに自立性をもった集団というのなら、長く存続している組織体Ⅱ経営体はいずれも自立性をもっている。

要するに、著者等のあげているイエ型集団の基本特性なるものは、フォーマル・オーガニゼーションの性格といってもよい。もっともそれだけでは不十分である。全てのフォーマル・オーガニゼーションが系譜性をそなえうるとはかぎらないからである。長期持続的組織体は、いつでも、この四特性を具備している。かくして長期持続的組織体Ⅱ経営は全てイエということになる。イエとは非血縁的長期持続的組織体なり、ということになる。

このイエ概念をもってすれば、日本の歴史は血縁的集団のウジ社会のサイクルとそれと非連続の連続として展開する超血縁集団たるイエ集団の社会がつづくということになる。著者達は、そのようにとらえている。超血縁的集団が、目的合理的に行動すればするほど、フォーマル・オーガニゼーションとして長期持続的となり、経営体としての規模も大きくなる。それとともに内部において専門化・階層化を生み官僚制化してゆく。経営体は分化し・自立化し、各種の経営体を発生してゆく。合理化・近代化の進展であり、産業化である。イエ社会の展開である。

このようなイエ社会、イエ社会の内容として近代化・産業化をもってすれば、戦前と戦後とを断続的にみることは出来ない。敗戦による一時的な挫折はあったが、むしろ、それは連続的にとらえられねばならない。産業化は戦前と連続し戦後において高度成長を遂げたとみられねばならない。著者達のイエの連続性の主張は当然の帰結である。

ここで、疑問がある。以上の理解において誤りなきとすれば、著者等のイエ社会のサイクルは何故に明治維新近代

統一国家の成立の時点においてピークに達して、それ以降は下降線を辿るように図示せられているのであろうか。（前掲「日本史の見取図」参照一一頁）この長期持続的組織体Ⅱイエの量的・質的な深化・拡大は、むしろ明治維新以後に急速に展開し、戦後さらに成長をみたのではないか。産業化の終焉は必ずやってくるであろうが、それはこれからのことである。すくなくとも、明治以降なおも上昇線を描かるべきであり、戦後の高度成長の頂点までは上昇線でもって描かれるべきではなかったのか。

日本史におけるイエ社会のサイクルの頂点が徳川時代において達したと把握するとすれば、イエの概念を著者らは、超血縁的長期持続的組織体として把握すべきではなかったのである。著者らのあげるイエの特性はさらに別の要因が加えられるべきであったのである。

このイエ概念による「戦後のイエ社会」（第十二章第三節）の分析においても、納得しかねるものがある。彼等は、社会を構成する主体として、最下位の主体・中間的集団・国政の三つのレベルにおいてとらえている。最下位レベルでは家は解体して核家族化したととらえ、中間レベルの企業・家業・宗教・イデオロギー団体などはイエ型集団として強固に存在し、これが日本社会の基本単位として機能している。だが、これら中間的イエはそれらを単位とする上級団体をイエとして倣い拡大しえない。むしろ、一探的ムラ集団を形成し、それらを単位とするムラ型（半）国家を形成していると把握する。企業その他をイエと把握し、それらが日本社会の基本単位ととらえているのはいい。だが、国家をムラの存在と把握するのは、感覚的にはともかく、行政体が中央・地方においてますますビュロクラティックに深化・拡大していつているのはイエ型化ではないのか。さらには、著者等は、核家族化した世帯を「小イエの再建」という方向に未来のシナリオを希望的に画いている。血縁関係の家族を超血縁的経営体たるイエにむけて再

建するとは、いったいどういうことなのであろうか。

徳川幕藩体制の社会をイエ社会のサイクルの頂点にすえたことといい、戦後国家の性格把握といい、戦後の核家族を小イエとして再建を目論むことといい、著者らはイエ概念において血縁性を完全に払拭しておりながら、現実分析の場合には、依然として血縁性を完全にイエから捨て去りつくすことが出来ていなかったのではないか。

3 イエと日本的集団主義

著者たちのイエ概念とその概念による日本史の分析についての矛盾を指摘したが、さらに疑問を提起しよう。

著者らは、これまで欧米における近代化を典型的な近代化ととらえていたのに対して、近代化の違ったタイプとして日本の近代化をとらえようとする。すなわち、日本の近代化をイエ型社会の展開として把握することにより、欧米型近代化を相対化し、近代化は単系的発展ではなく、多系的発展として存在すると主張しているのである。果して、その試みは成功しているものであろうか。すでに見たように、日本史のサイクルをウジ社会とイエ社会の二つのサイクルにおいて描いているが、これは果して日本の特性であろうか。ウジ社会は血縁社会であり、イエ社会が超血縁社会である、歴史はその発展とともに血縁社会から超血縁社会へと進んでいったのは、別に日本だけのことではない。「どこの社会でも同じことではない」、著者らは言うかもしれない。おなじ、血縁集団・超血縁集団といっても、日本のそれと欧米のそれは違うのである、だからウジといい、イエというのだ。と。

だが、著者らのいうウジ型集団とはいかなるものか、それに関する積極的な規定もしていないし、ウジ型組織の組織原則についても積極的に展開していない。(索引にウジ型組織原則の語が出ているが、その内容はどこにもイエの

ようには論じられていない）しかも、イエ型集団の組織原則については、先に紹介したように、超血縁性・系譜性・機能的階統制・自立性である。そして、この四原則は、長期持続的組織体Ⅱ経営体のいずれにも具備せられており、フォーマル・オーガニゼーションのもつ特性である。この規定には、日本的組織の特性をうかがわせるものは何一つない。だからこのイエ概念をもってすれば、カトリックの教会をあげるまでもなく、キリスト教・マホメット教・仏教等の宗教団体はいずれもイエということになり、欧米の企業・大学等々もまた、その多くはイエだということになる。これでは、イエ概念の設定が十分ではない、ということになるであろう。

著者たちは言うかもしれない。このイエ概念をもってすれば、欧米も日本も同じになり、日本の特性は見出せないかもしれない。だが、イエは、西欧の社会が個人主義にもとづいて形成せられているのにたいして、日本の社会は「日本的集団主義」Ⅱ間柄主義・日本教によって形成せられているものであり、イエは間人Ⅱ間柄主義的集団の最も基本かつ代表的類型である。だから、欧米の組織体Ⅱ経営体が、いくら超血縁性・系譜性・機能的階統制・自立性というイエ型集団の基本的特性を具備していても、それらはイエとはいえない。欧米人の心理的特性・行動特性は個人主義であるからである、と主張せられるのであろうか。

このような反論は成り立たない。成立させるためには、イエ概念それ自体のなかに、間人主義・間柄主義を反映したものの、あるいはそれを特性の一要因としてふくんだものとして呈示しなければならない。だが、イエ概念ないしイエ型集団の組織原則の中には、間人主義・間柄主義的要因は含まれていない。

村上・公文・佐藤のイエ型集団の四つの基本特性、すなわち超血縁性・系譜性・機能的階級制・自立性をその言葉そのものが示すところに則して理解し、それをフォーマル・オーガニゼーションそのものの性格、長期持続的組織体Ⅱ経営体として把握されうるものとした。そして、その理解・その把握にたつて、彼等の日本史におけるイエ社会のサイクル分析について疑問を提出した。以上で終つてもよいのであるが、更にこの四特性そのものの説明に立ち入つて検討してみよう。繁をいとわずその作業をするのは、家の何たるかをどのようにつかむか、どのようにつかんだらより深く家を理解できるか、の一助にしようと思つからである。

超血縁性

著者らは、イエ型集団の原初形態——原イエを平安末期に東国で発生した開発領主のイエであるとする。一般には、家の原初形態を平安末期の東国開発領主のイエとはみられていない。もちろん東国開発領主のイエも家であるが、それ以前に成立したとみられている。著者らが通説にひとり反する言説をなすのは、日本史をウジ社会とイエ社会の二つのサイクルにおいてとらえようとするからである。

原イエとは何か。「農耕・軍事の両機能をもつ一種の経営体で、一族および家の子といった基幹部分を上層とし、郎従（家人）がいわば中層となり、次いで所従・下人がその下屬を占める階級制（ヒエラルキー）をとっていた。このうち、一族・家の子は、原則として血縁で結ばれているが、全体としてみるかぎり原イエは血縁集団とはいえない」（二三四頁）

原イエを以上のようにとらえると、ウジを血縁集団としイエは血縁集団でないことを証明しなければならない。果して、その試みは成功しているであろうか。

「第一に、郎従や所従・下人は一族・家子とは血縁関係をもたない」と非血縁者の存在を指摘する。イエは超血縁集団だ、というのである。

だが、ウジは文書に記述せられるはるか以前はともかく、ウジは単純な血縁集団ではなく超血縁集団である。滝川政治郎も既に次のように言っている。「氏が純粹に血族のみより成る団体であった時代は、記紀以前の遠い昔であって、記紀によって伝えられる氏は、隸属民たる部曲（かきべ）、夜都古（やつこ）を含んでいるが、それが氏人（うじびと）と必らずしも血縁関係を有しなかったことはいうまでもないことであろう。」⁽¹⁾

もちろん、著者らはこの事実を知っている。にもかかわらず、うじ集団を基本的には血縁集団としてとらえる。だが、加うるに大化改新前代の氏の場合でさえすでに、それは血縁集団ではなく、政治集団であった。家が血縁集団ではなく、生活共同体であり、非血縁を内包する超血縁集団たることを、著者らに先立って強力に主張した有賀は、次のように言っている。「初期の氏でも単なる血縁集団ではないということはもう認められているが、大化前代の部民制をもった氏の場合には一層そうであり、それは政治集団としての性格をもっていた。大きな氏においては、氏上を中心として氏人の集団があり、さらに部民を多くもって、氏上がこれを支配していた。詳しく見るなら直木孝次郎の指摘した族民や官司制としての人姓の問題も入れて考えねばならないが複雑になるのでここでは省く。天皇家もこういう氏上の一つであつたらう。」⁽²⁾

著者らは超血縁性を有賀から学んだのではないか？ ついでに、有賀の氏Ⅱ政治集団説は学ばなかったのか。

それはそれとして、著者らは、氏が非血縁者たる部民を内包していた事実を知っている。そこで第二の論点がもち出される。

「より重要な第二の論点は、イエ型集団では養子制度が広汎に採用されたということである」、「そもそも養子という制度は、血縁原則の明らかな基本的変更である」、「養子の有無はイエとウジ（準ウジを含む）とを判別する基準である」（二二五頁）と。

だが、第二の論点も成り立たない。なぜなら、養子制度は平安末期の東国の開発領主のイエより、はるか以前に成立している。福尾猛市郎は次のように言っている。「養子制度とは、他人を養って自分の子とみなすことであって、主として実子がないたために、自分のあとを継がせる目的のものであるが、必らずしも家を継がせる目的からでなく、他人の子を養うことがあった。神話や伝承などからも家督相続目的でない養子の存在が察せられる」と。⁽³⁾

瀧川政次郎もそのことを具体的に書いている。「神代記」には天照大神が素盞鳴尊の五男を養って子とせられたことが見え、また『崇神天皇記』には、大彥命が北征の途次菟田の炭阪において孩子を拾養して己が子となしたことが見えるから、養子をなすことは、我が国古来からの風習であって、支那法を継受するに至って初めて行われたものではない」瀧川は、続いて、大化の改新（六四五年）の際に導入せられた律令制の一項としての養子の制度について、⁽⁴⁾ 詳述し、また施行の実態は四等親以内とか異姓を禁ず等の規定はそのまま厳守されていなかったことを述べている。

律令における養子制度の法制化が著者らのいう原イエを数世紀もさかのぼるものであることはいうまでもない。彼等は「律令制度を支えている中国の哲学は国内外の異質な集団を同化統合するというものであり」、「血縁という同質性をその根底におくウジ型組織原則とは明瞭に異質であった」というが、法制史家瀧川の示すところ、また福尾猛市

郎の言うところは、中国の宗廟制による昭穆の觀念をとり入れ、同姓男系の血縁の養子をたてることを規定したが、実際には異姓養子が盛んであったという事実についての言説を何とみるか。⁽⁶⁾

ともあれ、夫婦を基幹とする家族の共同生活体、生産の単位Ⅱ経営と消費の単位Ⅱ家計の統一体が成立するところに家が成立するとみるべきである。そこには家産があり、祖先をまつる責任者が必要であり、家族と家産を統督する家督が成立し、家督相続が必須事項となる。そこから家督相続のために養子制度が生れ、法制化せられる。律令はそれを血縁の範囲にとどめる規定をあたえたが、非血縁の養子がその時すでに習俗化しており、中国的法制もこれを押え得ないものであった、と私はとらえる。

ともあれ超血縁性に関するかぎり、彼らのいう原イエたる東国領主のイエよりはるか以前に、イエは成立している。

系譜性

著者らは系譜性について、次のように説き起こす。「イエ型集団は永遠の持続性をめざす点で、たとえば欧米型の結社体と異なっている。血縁集団にとって永遠の持続性は、血統の絶えないかぎり確保される自然の事実にすぎない。だが、イエのような超血縁的集団、つまり養子嫡子もありうるような集団にとって、永遠の持続性は血統の持続以外の根拠によって明示的に定義され確保されなければならない。日本のイエ型集団でその要求に応えるのは、中根千枝のいう∧直系継承線∨の存続という原則である。われわれは、中野卓などにならって簡単にそれを∧系譜性∨と呼ぼう。」(二三〇頁)と。

イエが系譜性をもつものであることは、その通りである。およそ、長期持続的な組織体はすべて系譜性を保有するものである。組織維持そのものが組織目的の決定的要素となり、組織体の長は、組織そのものの象徴的存在となり、

その地位もまた象徴的なものとなる、そして、その地位の継承者は有資格者によってなされることになる。資格内容は組織体の性格によって決まり、明文化せられ、法制化せられることが一般的である。

著者らは、著者らのいう原イエの系譜性を強調するために、次のようにさえ言っている。「イエ社会に先立つウジ社会の段階では、系譜性はより明瞭なように思われる。たとえば天皇（大王）ウジの継承もかなり無原則であって、天智帝のときに嫡長子相続制が法制化せられる以前は、かなり混乱した姿を示している。」（二三二頁）

「血縁集団にとって永遠の持続性は、血統のたえないかぎり確保される自然の事実にすぎない」というが、単なる血縁集団はない。血縁集団は生活集団・政治集団とからまって存在し、血縁集団としての存続、生活集団としてのあるいは支配集団としての存続をはかろうとするのであって、血縁集団の存続は単なる「自然の事実」として存在するのではない。天皇ウジの支配集団としての系譜性に血縁原則が存在したことは言うまでもない。と同時に支配権争奪によってさまざまに彩られながらも、血統原則が貫徹せられていること系譜性が存在することを示す努力が払われたのである。あるいは王位継承の象徴物としての三種の神器が存在し、それを所持するものそれを承ま継ぐ者が王位継承者たりうるといふ系譜性の存在がある。

著者たちは原イエの系譜性を次のように説明している。「原イエは、祭祀権者かつ軍事上の指揮権者である家督（惣領）を首長とし、それに対してつねに嫡子が存在し、家督↓嫡子↓という父系血縁の継承性を基軸として構成せられていた。」（二三〇頁）これは血縁原則ではないか。しかも著者たちは、天皇の系譜性が実情はいかんとあれ、原イエの系譜性より劣るがごとき表現をしている。容易に納得できる立論ではない。

また、この系譜性は長期持続的な組織体はその首長の座について系譜性・系統性を帯びることを述べたが、それは

もちろん洋の東西を問わない、各国の王朝しかり、各宗派の法嗣の座もまたしかりである。

機能的階統性

経営とは一定目的の継続的遂行であり、機能的集団である。およそ機能的集団・合目的経営には階統制 \parallel ヒエラルヒーが成立する。原イエは農業という機能集団であり、軍事集団である。「原イエの場合にも、惣領（家督） \downarrow 庶子 \downarrow 一族・家子 \downarrow 郎党 \downarrow 所従・下人といったような階統構造がみられるが、それはまさしく、司令官 \downarrow 部隊長 \downarrow 将校 \downarrow 騎兵 \downarrow 随従歩兵という軍事的階統にほかならなかった。」（二三六頁）とみる。そのようにみることは、可能である。目的合理的経営体には、かならず、そこに機能的階統制が成立する。以上のかぎりでは、何の異議もない。

だが、わたくしはイエにおける階統制は、単なる機能的階統制、単なる機能性にもとづく指揮命令系統の階層制という意味での階統制とのみ把握して十分であるとは把らえない。純粹なる機能的階統制であるならば、職務はそれぞれ機能的に分化せられ、職務を担う者はその機能を担うのに最も適した者 \parallel 能力者をもってするという能力主義原則が貫徹されるはずである。だが、家における階統制は純粹に能力主義原則が貫徹しているのではない。彼等のいう原イエにおいても例外ではない。惣領が司令官、庶子が部隊長と、一族・家人が将校・騎兵、所従・下人が随従歩兵という軍事的機能の担当者と見立てることは十分は可能であるが、司令官は誰でもがなれたのではない。能力中心に選ばれたり、任命されたりしたのではない。惣領は父系血縁的継承線に原則として立つ者である。惣領 \downarrow 庶子 \downarrow 一族・家子 \downarrow 郎党 \downarrow 所従・下人の階統は、父系血縁的継承線を基軸とした階層であり、階統である。男か女か、長男か次子男か、直系か傍系か、血縁か非血縁か、ということによって、機能的階層のどのレベルに属するかが決定せられているのである。わたくしは、このようないかなる統（トウ・スジ）に属するかによって、機能的階層のどのレベルを担

当しうるかが決定せられるような制度を《階統制》と名づける。それは、著者らのいう単なる機能的階統制（Ⅱ機能的階層制）ではない。彼等のいう原イエは単なる機能的階統制ではなく、私のいう階統制にほかならない。⁽⁶⁾ わたくしは、階統制を家の特性と把握するものである。

なお、能力主義原則が家において流れていないということを主張するつもりは毫もない。むしろ、家における組織原則として、階統制とやらんで能力主義が存在することを、わたくしは強調するものである。経営体を維持・存続するためには、家を維持・繁栄するためには、能力主義が不可欠となる。能力主義原則なくして、家の維持・繁栄は不可欠である。そこで、無能の長男を廢嫡にし、あるいは無能な惣領を若くして隠居せしめ、あるいは養子を迎える等の諸制度が成立してくるようになっていく。

なお機能的階統制の成立は、東国開発領主の原イエをもってはしまるものではない。比へものにならない程、整備構築せられていた機能的階統制があった。国家が成立し、統治機構が成立するかぎり、そこには、何等かのかたちで機能的階統制が成立せざるをえない。大化の改新以前に成立していた機能的階統制の官職制度は、近江令から養老の律令にいたる固有法を隋唐の法制を導入し整備せられていった。その法令そのもの、この機能的階統制はまったく機能的なものとして、考選法など能力主義原則によってつらぬかれていたが、同時に八色の姓や蔭位制によっていかなる家柄Ⅱ血統のものがどの地位につけるかが決っていた。すなわち、わたくしの言うところの階統制であったわけである。

ところで、著者たちのいう機能的階統制の原型は東国領主の惣領（家督）↓庶子↓一族・家子↓郎党↓所従・下人という、階層的序列においてとらえられている。だが、戦闘集団として東国武士団が平家を倒して鎌倉の武家政権を築いた事実は事実として、農業集団が同時に軍事集団として階統制をもっていたのは、ひとり東国武士団にかぎらな

い。全国各地に散在していた荘園は、多かれ少なかれ武士団を形成していったのである。たとえば、児玉幸多編『標準日本史地図』（吉川弘文堂）を開くと、清和源氏の土着地・桓武平氏の土着地・藤原庶流の土着地その他氏族の土着地・旧来の土豪の強力なもの・主要僧兵の団体の全国的分布が描かれている。そして、荘園の構造は、領主層（本所・惣家）↓名主層（荘家・名主）荘民層（直接使役の下人・所従、請作の作人——下作人）となっていた。名主は実質的な領主であり家主とも呼ばれ、開発領主でもある。開発は当然そこに自衛を必要とし、武装化し戦闘集団、武士化してゆく。それはひとり東国の領主にかぎったことではない。

自立性

自立性について、著者たちは次のように説明している。「自立性とは、まず第一に、集団成員の生活を集団内で支えることであって、集団成員の生活が自給自足されることをさす。」「自立性のためには外敵に有効に対抗しうる軍事的能力が必要である。したがって、生活資料の自給能力に加えて自己防衛の戦闘力をもつことを、強い意味の自立性と呼ぶことにしよう。」（二三七頁）

著者たちのいう自立性とは、生活資料の自給自足および自己防衛の戦闘力をもつことである。この自立性は、自律的・主体的に集団的行為をしようというほどの一般の意味よりはるかに強い限定的・具体的な意味をもっている。

著者たちは、この規定にもとづいて原イエ以前の日本を分析して、自給自足という点で、農耕・遊牧段階の諸集団は弱い意味での自立性をもっていた。だが、律令化とともに貴族層は国家機構に依存する非自立的な存在となった。

だから、自立性をもっていない、というのである。また、徳川期の武士の家はイエの依存体であったし、大商人の家も、農民のイエも自立性をもっていなかったとも言っている。そして武士が官僚化して依存体となった社会＝徳川社

会をイエ社会としてゐるのなら、どうして超血縁性をもち、系譜性をもち、強力な機能的階級制をもち、その官僚機構に依存して生活する貴族層をもち、その社会は自給自足をとつてゐる律令社会は何故にイエ社会とはいえないのであるか。自給自足で戦鬪的自衛力をもつた集団ということになると、武家も農家も、商家も、イエではなくなる。社会が分業化すれば、社会の構成単位はイエではなくなり、国際的分業 \parallel 外国貿易がはじまれば、それまでイエであつた国家もイエではなくならざるをえない。明治以降、日本は外国貿易をはじめ自給自足ではなくなつてゆき、現在のように決定的に貿易依存化し、自給力を失つてしまつた日本はイエ社会ではないはずなのに、著者たちは、明治以降現在にいたるも依然としてイエ社会であると把握してゐるのは、大きな矛盾ではないか。

イエの基本特性の一つとして自立性をあげるとき、その言葉が示す常識的な程度にとどめるとすれば、それはイエという特殊な集団の特性とはならないで、集団一般の性質となる。そこで、著者たちは自立性の概念内容を限定的にとらえる。具体的に言えば、著者たちの自立性とは、自給自足の経済的自立性に加えて、さらに自給自足の自立性を武力でもつて守りきる自衛能力を保持する自立性をいつてゐる。原イエの特性としての自立性の内容をイエ型集団一般の特性・組織原則とすると、こんどはこれまで家といわれてきた農家・商家・武家の家はいずれも家ではないといふことになる。ところが著者たちは、戦後の日本社会における「最終単位としては、個人というよりはむしろ、依然として各種のイエ型集団（企業、家業、宗教、イデオロギー団体）が存在している」（四七四頁）と主張してゐる。言うまでもなく、企業・家業・宗教イデオロギー集団は、いずれも自給自足でもなければ、それ自体としての自衛能力もなく、国家社会の庇護のもとにある。イエではないものをイエだという矛盾をおかしてゐる。

著者たちは、イエの基本特性を説明するときに、原イエを例にとり、原イエを説明することによつてイエの基本

特性を説明した。だから、このような矛盾にみちたことが生じたのである。歴史的なイエの原型を著者たちは、十一世紀東国の開発領主とその同族団にもとめた。そして、その特性をイエの特性とし、イエ型集団の組織原則とした。たしかに東国開発領主とその同族団はイエであるが、それをもってイエの原型・典型とするには、いささかの無理がある。その無理が、理論的困乱を招いた因をなす。

著者たちは日本史を二つのサイクルにおいてとらえんとし、ウジ社会に対してイエ社会をきわ立たせようとした。だが、その試みは以上みてきたように成功していない。イエ型集団の組織原則、イエの特性の超血縁性・系譜性・機能的階続性・自立性の説明において、ウジとイエの対比がなされたが、その四原則はいずれもウジにも当てはまるものであった。そしてまた、一般に家と言われているものの代表的なものが、この四原則の正確な適用をもってするとイエとはならないというおかしなことになった。

- (1) 瀧川政次郎『日本法政史』有斐閣、昭和三年、『講談社学術文庫版』上、一〇三頁。
- (2) 『有賀喜左衛門著作集』未來社、第十一卷、一六五頁。
- (3) 福尾猛市郎『日本家族制度史概説』吉川弘文館、二七七頁。
- (4) 瀧川『前掲書』、二七七頁。
- (5) 福尾『前掲書』、五九頁。瀧川の前掲書もまた精しい。
- (6) 拙稿『日本的経営論の課題』（津田真徹編『現代の日本的経営』有斐閣・第四章）

四

村上・公文・佐藤『文明としてのイエ社会』を、とくに「イエの基本的特性」を中心に検討してきた。この基本的

特性の説明が主としてウジとイエとの対比においてなされていたので、おのづからこの著書におけるウジとイエ批判ともなった。そこで、ではウジとイエはどう把握すべきであるかについて、述べておかねばならないと思う。ウジとイエとの対比の問題は、家の成立の問題でもある。ものごとは、その成立を通してその何たるかがよく明らかになるものである。ところで、ここで述べようとするものは、特別なものではない。家に関する諸先学の研究を綴り合わせたノート・素描にすぎない。

ここからの記述は、掲載誌の枚数制限上、この度は割愛する。ただ、次の諸研究を主として利用させていただいたことだけを記しておく。

滝川政次郎『日本法制史』有斐閣、講談社学術文庫版

三浦周行『法制史の研究上』岩波書店

石井良助『日本法制史概要』創文社、石井良助編『法制史』山川出版社

大内秀明・牧英正編『日本法制史』青林書院

有賀喜左衛門『著作集』未来社、第六卷、第七卷、第九卷、第十卷、第十一卷

『日本人と家』(『歴史公論・創刊五〇号記念増大号』)

福尾猛市郎『日本家族制度史概説』吉川弘文館 豊田武『家系』近藤出版社

中村吉治著『家の歴史』農山漁村文化協会、中村吉治編『社会史』山川出版社

大山喬平『日本中世農村史の研究』岩波書店

野村忠夫『官人制論』雄山閣、同『古代官僚の世界』塙書房、同『日本官僚の原像』PHP研究所

遠藤元男『日本職人史の研究』雄山閣、同『日本職人史』雄山閣

浅香年木『日本古代工業史の研究』法政大学出版社

小野武夫『日本村落史概説』岩波書店

原島礼二『日本古代社会の基礎構造』未来社、他

五

うじ、そして家の成立についてみてきた。それを整理し、補足してみよう。

うじはもともと血縁的集団である。単なる血縁的な集団ではなく、生活集団であり、生産単位と消費単位との結合した集団であり、共同体であり、原始的共同体である。⁽¹⁾

うじという血縁的集団は、やがて非血縁者をも内包した生活集団・共同体となる。このうじは農耕生産の発展とともに、夫婦を単位とする消費生活の自立化が生じ、生産はなおも全員の共同的作業としてなされているが、次第に生産の単位としても自立化してくる。夫婦を中心とした生産の単位と消費の単位の統一・生活集団、共同体が成立してくる。これが家である。そして、この夫婦を中心とした生活集団 \parallel 共同体は血縁者とともに非血縁者を含むものである。

この家は生産単位と消費単位の統一体として自立的な存在であるが、完全な自立的な存在ではない。農耕生産の技術的諸制約のもとに共同耕作・共同灌漑水利・共同の山林保有と利用等が不可欠であり、そこに、家の本分家的結合と地縁的結合が補完的紐帯として成立してくる。この家的結合をふくみながらも地縁的結合体として成立し来った地

縁的集団が村落共同体すなわち村Ⅱむらである。

うじは一箇の共同体である。だが、家の成立し来った状況においてうじ共同体は解体し、共同体は二重の存在となる。家が共同体であるとともに、家を単位としながらも、なお家を単位とする地縁的共同体たる村を存在せしめるという二重構造的共同体となる。その意味からすれば、家は村を前提とし、村は家を前提とする。家の成立は村の成立、村の成立は家の成立と相即的關係にあるといつていい。

そして、家はそれが内包する消費単位と経営単位との異質の二者が、それぞれ分離するとき、家は家でなくなり、家は解体する。消費単位は家計であり、生産の単位は経営である。家計と経営とが分離するとき家は解体する。資本主義社会の成立とは、家計と経営の分離であり、家計に制約せられていた経営が自立し、営利的経営となる。

以上の図式は、ヨーロッパにおいても日本においても、おおむね見て取ることが出来る。ひとり日本のみのことではない。日本における家の理解・把握を以上の概念によつても悪くない。多くの先学たちもおおむねそのような把握をしてきておられるとみてよいかもしれぬ。

共同体は、資本制生産に先行する形態である。すなわち、それは一箇の歴史概念である。ところで、村上・公文・佐藤が、イエをとらえるにあたってこの既存の共同体概念を積極的に採用しなかつたのは何故であろうか。おそらくは、日本においてはイエが資本制生産の社会においても存在し、前資本制的な遺制を取り払つた戦後民主主義の段階の高度産業社会となつた現在においてもなお、イエが存在していると把握せざるをえないという認識をもつたからであらうと推測する。そこで、資本制社会になつてもなお存在している日本におけるイエはヨーロッパにおいてかつて成立しており、資本制生産の成立展開とともに解体消滅してしまつた家、すなわち家共同体とは根本的に違ふもので

あるとみたのであろうか。そして、資本制生産によっても解体・消滅しない日本のイエを、日本独自のものと把握し、すなわちヨーロッパの家共同体とは完全に異質な、異次元のものと把握し、日本の近代化・産業化をヨーロッパとはまったく異質な過程として把握しようとする、すなわち日本の近代化・産業化をイエの展開として把握しようとしたものと私は推測と人にする。

共同体とは違った家の概念を、著者たちはたてざるをえない。そこでたてたイエの概念は、超血縁性・系譜性・機能的階統制・自立性の四つの特性をそなえたものということになる。だが、すでにみたように、著者等のいうようにこの四者は組織原則であり、しかもきわめて普遍性の強いものであり、超歴史的なものである。だから、うじとイエとの区別をこのイエ概念ではつけることが出来なかつたし、またヨーロッパの家もおなじ家でありながら、どこが違うのままもつものである。ここにある問題、すなわち日本の家とヨーロッパの家はおなじ家でありながら、どこが違うのかの問題は、別に稿をあらためて論じなければならぬ問題である。ここでは、ヨーロッパの中世の家も、非血縁を包含した超血縁的な存在であり、機能的階統制をもち、自立的・持続的集団であり、かくして系譜性を帯びている集団としてのイエであることを指摘しうることを言うだけでよい。

家は著者たちの言うように、超血縁性・系譜性・機能的階統制・自立性をもつ。だが、それ以上の要件を必要とする。それが大事なのである。すなわち、この四原則は超歴史的規定であることが、とくにわたくしには不満である。なぜなら、わたくしは現在の日本の企業は家そのものではないが、家もっていた組織の諸原則、わたくしのいうところの「家の論理」 ∇ が存在していると把握するものであり、この現在の日本の企業における家的性格はいかなるものであり、その帰趨を見究めたいと思うからである。現在の日本企業における家的性格はこれからどうなるのか、なく

なるのか・なくならないのか、それが問題だと思ふからである。なるほど、著者たちは日本史をウジ社会のサイクルとイエ社会のサイクルの二つのサイクルでとらえ、イエ社会のサイクルがすでに下降線を辿りつつあるものとしてとらえている。だが、すでにみたように著者たちのイエ概念ではウジとイエとの区別をつけることが出来ず、また見通しうる未来はイエ社会であると把握せざるをえない概念であった。

家は夫婦を中心とした生活集団、消費単位と生産単位の結合体（家計と経営の結合体）、共同体である、と把握する。そうとらえることによって、おなじ共同体でありながら、氏族共同体の分解によって、家共同体と村落共同体が成立したという歴史的把握が可能となる。そして、家は消費単位と生産単位の分離、家計と経営の分離、資本制生産の成立によって、解体消滅すると把握できる。その上で、ヨーロッパにおいては、その理論がそのまま現実のものとなつてゐるのに日本においてはそうなつていない、すなわち、資本制生産の社会になつたのに日本の企業は依然として家的性格を濃厚にもちつづけているのは何故か、という風に問題をたてることが出来る。わたくしは、そのように問題をたてたい。

その問題をとり上げる前に、日本における家共同体のもつ組織原則をわたしなりに取り上げることにする。それは、すでに以前の稿で「家の論理」として論じたところである。あらためてここで問題とするのは、共同体の概念を媒介としてつかみなおそう、というのである。

家は夫婦を中心とした生活集団であり、消費の単位と生産の単位との結合体であり、共同体である。ここから、家はその維持存続を最大の使命とする組織体となる。

人間もまた動物であり、全ての動物と同様にその種の保存に本能的であり、かつはまた、人間として、夫婦として

その子孫の維持繁栄に意識的となる。しかも、消費生活と生産生活が同一の単位として営まれ、営まれざるを得ない状況にあれば、その生活共同体の維持存続が至上命令となるに違いない。この組織維持こそ、家の第一原則である。組織は一般に組織維持の内的衝動を秘めているが、家はその組成要因からして、維持そして繁栄を何よりも希求する組織体である。

家は夫婦だけ、あるいは夫婦とその子供だけでは一つの単位として営むことは出来ない。一定の規模を必要とする。かくして、夫婦とその子供だけではなく、非血縁者をも家の成員に包含することになる。ともに家族である。

家は生活共同体たるかぎり、生産のための、また消費のための財産、家産を必要とする。家は、家屋であり、へっついであり、そして土地を不可欠とする。家産は、個人に属するものではなく、家そのものに属する。そうでなかつたら、すなわち個人の所有物となれば個人が処分することが可能となり、家産が分散されれば家の維持は不可能となる。財産が家そのものに属し、人間の所有物でないところが、家の財産の特色となる。

家は家産をもって家業をいとなむ。農業が家業の場合は家産は主として土地である。手工業の家の場合は物をつくる秘伝・秘法が中心となり、商家の場合は店舗・商品とともにくくんのれんが中心になる。それぞれ、家業は家の職・家職となり、家職の維持がひたすら求められる。公家・武家にとり、それぞれその役職が家職となり、あるいは芸能の場合には流儀を守って家元制度が形成せられる。

家族がおり、家産があつて、家業が営まれるとなると、家組織体の統率者責任者が不可欠となる。家長がそれである。家長は家の維持存続の責任者として、その責務が大きければ大きい程、彼の権力は大きなものとなる。彼の命令権は絶対であり、家族は彼の命令に服従しなければならない。彼の命令がそのような性格をもつのは、彼の命令が個

人的なものではなく、ひたすら家の維持存続のためという一点にかかっている。

家長が家のために働らくのなら、家族もまた家のために働らく、家の維持・存続・繁栄のために働らく。彼等の生活の基盤は家にあり、家を離れて彼等の生活・生存はない。家のために働らくことが、彼等自身のために働らくことであり、家は運命共同体である。家長であれ、家族であれ、ひたすら滅私奉公である。公とはおおやけ、大きな家であり、私とはわたくし、わつくし、吾尽くしであり、吾をつくすである。公は大きな家、私は吾をつくすという語義からすれば、滅私奉公という言葉すら不用であり、わずらわしい。

さて、家は共同体であり、協働体である。そこにはおのづから分業が成立する。それはまず、いわば自然的分業として男女の性別、そして肉体的・経験的差異を示す年齢別を基礎として、分割せられたそれぞれの職務が割り振られることになる。だが、だれがどの職務を担うかは、自然的要因にのみもとづいてはなされない。いかなる職分をだれが担うかは、その人間がいかなる統_{II}筋、血統に属するかによってきまってくる。私はそれを階統制と名づける。

階統制は、共同体においてはいつでもどこでも成立する。共同体は伝統的なものであり、伝統的な組織社会の秩序は階統制によって保たれているのである。身分制は階統制の一範疇である。「分を知れ」、「分を守れ」が社会規範である。家共同体においては、いかなる階統制が成立しているであろうか。家長の職分はだれによって担われることになるか。家は、夫婦が中心となった生活集団であるから消費生活面の責任者は妻が主婦として、そしてそれを含めて生産生活的な面すなわち家全体の責任者は夫_{II}主人にならざるをえない。そして、家族・家産をもって家業・家職を統督する家の統督者は夫であり、その職分_{II}家督はその夫婦の長男が家督相続人となるのが自然となる。

長男が家長の職を継ぐ系、嫡系となると、長男以外の子は当然嫡子とはならず、家長の職を継ぐことはない。彼等

は庶子といわれ、傍系となる。ここに嫡系の血縁を最高とし、それにどれだけ近いかによって尊卑上下の序列がつけられる。さらには、血縁と非血縁との序列、非血縁もまたその家にいつ、いかなる条件のもとに入ってきたかによって序列化せられる。この序列にもとづいて、家の内部の職分の担当が決められることになる。

階級制は、共同体の組織原則であることを銘記しておく必要がある。氏族社会がそうであった。氏は、氏上―氏人―部民―奴婢の階級によって構成されていたし、氏は全体として天皇―皇族―豪族、豪族は大臣・大連・国造・県主・稻置の職分をその序列によって担う階級制となっていた。律令体制に入っても八色の姓は官制とからまり、藤位制を生む階級制を形づくった。家は、それ自体絶対的自立単位ではないので、家を構成単位とする村落共同体を形成したが、村における名主（庄屋）―組頭（年寄）―百姓代―本百姓―水呑の階級制をもった。共同体はいろいろの階級制を生むが、それは共同体の解体をまっけてはじめて消滅する。だが、それは容易には完全消滅しない。

さて、家の職分当は単に階級制にのみ拠るのではない。そこには、今一つ能力主義原則が貫徹している。この原則もまた家の基本的使命から成立してくる。家の維持存続・繁栄は容易ではない。各職分はだれが担当しても遂行できるといったものではない。とりわけ家長の職分は重要である。ここにおいて、長男であつても家督相続者として不適當であり、その任を果たすことが出来ないと判断せられたときには、廃嫡せられることになる。長男にかわつて、次男あるいは三男に家督が相続せられることになる。さらには、非血縁者が相続人となる場合がある。のれんを守る商家、秘伝を伝えることによつて家を維持する手工業の家においては、とくに能力が重視せられることになる。誰に家督を譲り渡すかが家長の重い任務である。家長は生前に家長権―家督を後継者に譲つて隠居となる。この隠居の制度は、家長にして甚だしく不都合ということになれば隠居（若隠居）を強いる、ということになる。養子制度さらに

は非血縁養子も、家の維持存続・繁栄を希求するところから起る。(これは日本の家の特色であるが、中国ヨーロッパに對して、血縁意識の弱さとみるか、あるいは家意識の強さの現われとしての能力主義のあらわれとみるか。)

家は維持せられる。代々の家長および家族によって守られ維持せられる。家をおこした家祖および家を守り伝えて現在の家族をあらしめている先祖代々が祭られる。祭祀もまた家長権であり、家長の重要な仕事である。家維持の精神的支柱であり、家族統合の精神的行事となる。

家の維持存続の精神的支柱としては、さらに家訓・家憲がもうけられることになる。たとえば、「六波羅殿御家訓、北条重時」(一一九八年²)は次のように書き起す。「仏・神・主・親を恐れ敬い、因果の理を知り、後生のことを深く慮かり、すべての人をいつくしみ、役に立たぬ者でも懲さず、常に寛大で人から賞讃せられ、心を剛くもつて云々。」多くは、遺訓・書置として嫡子に与えられたが、壁書とも称されて家中・家族一般に公示され、子孫に伝えられ遵守せられるところとなる。そして、そこに家風が生れ、形成せられる。

家の拡大は、家族が分立して新しい家を起すことよってなされる。分家という。夫婦は一箇の生物的・精神的・生活的な単位であるから、家の發展が家族を構成する夫婦によつて新たな家を分立しうる状況になったとき、たとえば新たな土地の開墾・新しい店舗の設立により、分家がつくられる。血縁者による家を分家・非血縁者によつておこされた家を別家という。これまでの家は本家となる。分家・別家は新しくおこされた家だといっても、それは完全に独立し、自立した家ではない。精神的に同じ家祖・祖先を共にするかぎり、祭祀が本家とともになされることとなる。経済的にも本家の庇護にあると同時に、本家の繁栄のためにもつくすことによつて、分家の維持繁栄をはかろうとする。ここに本分家による家集団・同族団が形成せられるところとなる。一家・一門・一流・一族これである。強

力な本家を頼って、一門に入る頼み本家、寄親⇨親子関係による同族団への加入も生ずる。親子関係とは絶対的な命令と服従をして庇護の関係である。親は家のために子に犠牲と献身を強いる。本家と分・別家との関係もまた親子関係である。本家は、分・別家に本家したがってまた一門・一族のために犠牲と献身を強いる。かくして一門・一族の維持繁栄をはかる。総領（惣領）という言葉がある。家督相続人となるべき嫡男を示す言葉であるが、総領（惣領）は家長を示す語でもあり、さらには一門・一族の本家の家長を示す語でもある。鎌倉時代において、幕府は、総領（惣領）が一族と所領のすべてを統治支配する惣領制を支配の基礎とした。

(1) 家をとらえるにあたって、わたくしはこれまで、共同体の概念をいれていなかった。氏と家とをみるときはじめて共同体の概念が不可欠であると感じてきた。マルクスの『資本制生産に先行する諸形態』、ウェーバーの『経済と社会集団』や大塚共同体の基礎理論もさることながら、この度は、とくに住谷一彦『共同体の史的構造論』有斐閣、矢木明夫『封建領主制と共同体』塙書房が有益であった。家と共同体との把握は、多くを矢木教授に教えられた。なお、中世から近世にかけての家の具体的展開についても、この書物は精しい。

(2) 小沢富夫『家訓、現代語訳・付原文』講談社学術文庫版、一三頁。

むすび

家の概念、そしてそれによる日本の歴史の把握について検討してみた。家を血縁集団とみる見方はそれなりに可能であるが、日本の家においては、必ずしもその真実には迫りえないとし、まず有賀喜左衛門の所論をとりあげてみた。

有賀の夫婦を中心とする生活集団という規定は、極めて有効である。夫婦を中心とする、あるいは夫婦を基礎とす

るといふ条件を付さないと、他の諸生活集團と家とを區別することが出来ない。だが、家を血縁的集團と把握することを否定するあまり、家における血縁的要因を理論的に否定し去るのは、ゆきすぎであるように思われる。家が夫婦を中心とする集團たるかぎり、子供が生れ、血縁的關係が成立し、そこに嫡系ないし直系と傍系、そして血縁と非血縁との家族構成が形成せられてゆく。

次に、有賀においては生活集團の把握もいま一つあいまいだったと思われる。あいまいなままでみるなら、夫婦の生活、夫婦および彼等と關係する人達の生活が存在するかぎり家は存在することになり、雑婚がなかったとすれば、人類とともに家はあり、また未来においてどこまでも夫婦を基礎とする生活があるかぎり存在することになる。家の生活の内容は、消費的生活と生産的生活の統一体として把握されねばならぬ。そうとらえて、はじめて家の歴史性、家がいつどのようにして成立し、どのように解体して行ったか、残存しているか、が把握可能となる。

続いて、村上・公文・佐藤『文明としてのイエ社会』をとりあげた。著者たちのイエ社会およびイエとウジとの違い、戦後のイエ社会の把握について検討してみた。その検討の仕方は、著者たちの言わんとするところを積極的にとりあげ、評価すべきところを良しとして称揚するというやり方ではなくして、むしろ私にとって、どのように納得できないか、そこに力点を置いて論述した。なぜ、そのようなとり上げ方をしたのであるか。それは、この書物が極めて野心的なものであり、斬新な方法を提示し、日本の社会をそれ自体として把握し新しい近代化の経路を示し未来を展望した大著であるからからである。要するに、著者たちの野心的な問題提起に正面から根底から応えようとしたのである。この書物を借りて、私の考えを示そうとしたのである。

この書物においてイエの基本的特性としてうち出されたものは、超血縁性・系譜性・機能的階統制・自立性の四者

である。たしかに、家はこの四者をもっている。だが、この四条件を具備しただけでは、イエはイエとならない。このイエ概念をもつてすると、ウジとイエとを区別することは出来ない。ウジを血縁集団、イエを超血縁集団とわかつて著者たちは済ませているが、これまでの史家のほとんどは、文書にあらわれてきた日本の氏はすでに超血縁の集団であり、系譜性・機能的階級制・自立性を具備していたことを示している。さらにまた、著者たちはイエ社会の展開として日本の近代化の歴史を画こうとしたわけであり、そのようなものとして描いたわけである。だが、このイエ概念は、ヨーロッパ中世の家父長制とどのように相違するものか、明らかではない。この概念をもつてすれば、国家であれ、教会であれ、企業であれ、およそ長期持続的な組織体は、洋の東西をとわず全てこの四条件を備えているのである。家は、この四条件の他に他の条件をも別に必要とする。

『文明としてのイエ社会』は、日本史をウジ社会とイエ社会との二つのサイクルにおいて把握していた。そこで、わたくしなりに氏と家はどうちがうのか、著者たちは十一世紀の東国開発領主の集団を原イエと把握しているが家はいつどのようにして成立してきたのかを、先学の記述を学び綴り合わせる作業を試みた。その作業のなかからみえてくるものがあつた。それは、共同体である。

氏も生活集団であり、共同体である。そしてまた家も生活集団であり、共同体である。では、氏と家はどこが違うか。家は氏の単位であるか。血縁的關係からのみ見ればそのように見られないこともない。また生活集団の内容を無限制的にすれば、家は氏の構成的な単位ともなろう。だが、家を消費単位と生産単位との結合体と把握したとき、夫婦を中心としたかかる生活集団とみたとき、はじめて家の成立が見えてくる。生産力の進歩・発達、農耕的生産の発達とともに家が成立してくる。家が共同体として自立してくる。だが、家は完全に自立的な存在となりえない。水田

農耕には共同作業が不可欠であり、そこに地域的な生産的単位が家を自立的な単位としながら、家の補完体として存在せざるをえない。あるいは逆に、地域的・血縁的な共同体があつて、その内部に夫婦を単位とする生活集団・共同体が成立してくる。だが、家は家をつつむ共同体を不要なものとするところまでは、水田農耕生活の場合にはすすみえぬ。かくして、氏族共同体は分解して家共同体と村落共同体との二重的構造の共同体に、推転する。家の成立と村の成立は相互補完的にすすむ、かかる村は自然村と呼ばれ、それが行政の単位として支配権力につかまれたとき、行政村となる。そして、家は、消費的単位と生産的単位とが分離したときにはじめて解体する。家共同体の解体である。それは資本主義的生産によってなしとげられる。

家を夫婦を中心とする生活集団 \parallel 消費的単位と生産的単位との統合体 \parallel 共同体ととらえたとき、そこから家なる組織体はいかなる諸特徴を帯びてくるか。家の諸特性を組織論的にみてみた。それは、すでに家と現代日本企業の特性を対比させながら析出した「家の論理」を、家概念によりつかまえたものである。すでに述べたものと、特に違ったものではない。ただ、なぜ、家の論理が成立し来ったのか、なぜ家にはこのような論理が流れているのか、それが家の概念より説明せられたことに、本稿の意義はある。

これからの問題が、明確に浮び上って来る。すでに家は解体し消滅した。なのに、現代日本の企業において、家の論理がなお貫徹しているのは何故か。この問いに迫らねばならぬ。そして、これからどうなるか。